

製品プラスチック再商品化業務 公募仕様書

本仕様書は、伊豆の国市（以下「発注者」という。）が製品プラスチック再商品化業務（以下「本業務」という。）の受注者を公募するに当たって、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務名

製品プラスチック再商品化業務

2 業務目的

発注者は、家庭から排出される「製品プラスチック」について、収集後、焼却・熱回収により処理をしている。

国では、プラスチックの製品設計から処理に関わる全ての主体における取組（3R＋renewable）を促進するためプラスチック全般を対象とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）が令和4年4月1日から施行され、同法では、プラスチックの循環利用促進による循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が目指されている。

よって、本業務は、発注者が分別収集した製品プラスチックについて、法第33条による認定再商品化計画（以下「計画」という。）に基づく中間処理及び再商品化を行うことにより、サーキュラーエコノミーへの移行を目的とする。

なお、「プラスチック製容器包装」については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を実施しているため、本業務の対象としない。

3 業務内容

- （1）法第32条及び第33条に該当しない独自処理による再商品化及び計画に基づく再商品化

仮設長岡リサイクルセンター（長岡清掃センター跡地）（以下「中間処理施設」という。）から受注者の再商品化施設までの運搬及び再商品化

- （2）発注者が策定及び国へ提出する計画に係る情報提供（令和8年6月末までに計画提出予定）

発注者が計画を作成する際の発注者の求めに応じた資料作成及び提出等の計画作成支援

4 業務の実施条件等

- （1）処理対象となる製品プラスチック

当該業務の処理対象とする製品プラスチックは、発注者の施設から発生する製品プラスチックのうち、次のものをいう。

ア 発注者が示す分別方法により分別したその他のプラスチック類を大仁リサイ

クルセンターで手選別し、中間処理施設で破砕した製品プラスチック
イ 発注者が示す分別方法により分別したプラスチック粗大ごみを中間処理施設で破砕した製品プラスチック

※「発注者が示す分別方法」は、「伊豆の国市ごみの分け方・出し方」及び「ごみの分け方・出し方/ワンポイントブック」を参照（以下URLより）のこと。

URL(<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kankyou/kurashi/gomi/bunbetsu2.html>)

なお、ア及びイについては、フレキシブルコンテナバッグに入れ、中間処理施設でパレット上に積み、ブルーシートを被せ、保管をする。

（２）運搬業務

ア 運搬業務を実施する日及び時間等

原則として、仮設長岡リサイクルセンターの稼働日で、発注者の指示する日の午前9時00分から午後4時00分までの間とする。

ただし、製品プラスチックの搬入量の変動等により、必要がある場合については、発注者との事前協議により中間処理施設稼働日以外及び時間外においても業務を実施すること。

イ 運搬車両の条件等

運搬業務に使用する車両「以下「運搬車両」という。」については、次の条件に適合する車両であること。

（ア）運搬車両は、中間処理施設に進入可能な大きさの車両であること。

（イ）運搬車両の積載量は、概ね 1 月 10, 000kg から 15, 000kg に対応できるものであること。（運搬回数は月 2 回程度）

（ウ）運搬車両は、運搬時の飛散防止措置が可能な構造となっていること。

（３）搬入目標量

本業務において想定する製品プラスチックの年間搬入目標量は、下表のとおりである。

製品プラスチックは原則として、受注者が指定する施設に直接搬入する。

なお、実際の年間搬入量ではなく、収集区域や季節のほか、気象条件や交通状況等により変動することに留意すること。

表 年間搬入目標量

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
30, 000kg	120, 000kg	190, 000kg	190, 000kg	190, 000kg

（４）業務の処理実績算定方法等

受注者の施設の計量設備において計量した重量をもって委託業務の処理実績とし、委託料の算定値とする。

なお、計量する重量は、引取物（受注者の施設搬入時）、再商品化物（再商品化を行ったもの）及び不適合物（再商品化できなかったもの）とする。

（５）再商品化業務に係る条件

ア 製品プラスチックの再商品化とは、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法

ごとの品質基準等を満たしたものであること。

イ 製品プラスチックの再商品化は受注者の施設において行うこと。

ウ 再商品化物は、その利用者に有償もしくは無償で提供されるものであること。

エ 契約後、速やかに再商品化のフローを提出すること。

オ 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。

5 運搬業務の実施方法

(1) 受注者は、発注者の指示を受けたときは、直ちに運搬車両を中間処理施設に派遣する。

(2) 受注者は、発注者が貸与するフォークリフトにより、運搬車両の荷台に製品プラスチックを積載する。

(3) 受注者は、積載が全て完了した後、運搬車両の荷台に積荷の飛散防止の措置を行い、受注者の再資源化施設まで製品プラスチックを運搬する。

6 業務実績報告

毎月、運搬業務については受注者の施設の計量設備での計量結果に基づき当該月分ごとに取りまとめ、再商品化業務については受注者の施設で処理された製品プラスチックの処理状況、再商品化の実績を当該月分ごとに取りまとめ、次に定めるものを発注者へ報告すること。

ア 業務実績報告書

イ 引取量、再商品化量及び不適合物料等明細

ウ その他、発注者への報告業務等

処理したものが適切に再商品化されているか確認し、定期報告すること。

エ その他、発注者が必要と判断したもの

7 遵守事項

ア 委託業務に関して、事故その他異常が発生したときは、直ちに発注者に報告すること。

イ 委託業務に当たっては、発注者の施設等を破損し又は汚損しないよう行うこと。

ウ 委託業務中は、作業員、発注者及び第三者に対して事故等が発生しないように安全に行うこと。特に運搬中は交通法規を遵守し、事故防止に努めること。